

港区学校文書管理規程の一部を改正する訓令について

令和七年八月二十八日

令和7年8月28日
教育委員会議案資料 No. 2

港区教育委員会

港区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令（案）

港区立学校文書管理規程（平成十九年港区教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「に符せんを付け、又は文書の余白に処理案を朱記して」を「の余白に処理案を記載する方法その他の処理状況が明らかとなる適宜の方法により」に改める。

		港区立学校文書管理規程新旧対照表	
		改 正 案	現 行
(前略)			
(起案)	第十七条 (略)		
2 (略)			
3 前二項の規定にかかわらず、軽易な事案に係る起案は、文書の余白に処理案を記載する方法その他の処理状況が明らかとなる適宜の方法により行うことができる。			
4 (略)			
(後略)			
(前略)	第十七条 (略)		
2 (略)			
3 前二項の規定にかかわらず、軽易な事案に係る起案は、文書にせんを付け、又は文書の余白に処理案を朱記して行うことができる。			
4 (略)			
(後略)			